

《用語の説明》

(1) 人 口

最新の国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳による毎月の出生、死亡、転入、転出数を加減して算出したもので、毎月1日現在で推計、公表している。

なお、よく比較される人口として、住民基本台帳人口がある。これは①登録人口である ②国勢調査人口を基準にしない ③毎月末日現在で公表される等の点において、推計人口とは差異がある。

(注) 法改正に伴う外国人の集計方法の変更

外国人登録法の廃止並びに出入国管理法及び住民基本台帳法の一部改正が行われたことにより、従来の外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になり、住民票が作成されるようになった。この改正が、平成24年7月9日から施行されたことに伴い、外国人については、改正前は外国人登録原票に基づき集計していたが、改正後は住民基本台帳により集計することになった。

以下、外国人に関する用語の説明において、上記改正の変更前後について、(改正前)又は(改正後)と表記して区分する。

(2) 世 帯 数

最新の国勢調査世帯数を基礎に、毎月の世帯増減数を加減して算出したもので、人口と同様、毎月1日現在で推計、公表している。

なお、国勢調査と住民基本台帳では、世帯の定義が異なる。また、昭和55年国勢調査から世帯の定義が一部変更され、会社・官公庁等の独身寮については、従来1棟1世帯としていたものを1人1世帯としたため、世帯数は大幅に増加しており、過去との比較にあたっては留意されたい。

(3) 年 齢

年齢別人口動態における年齢は、届出月末日現在の満年齢である。

(4) 人口動態

自然動態及び社会動態に区分される。なお、本書における年間人口動態は、原則として平成26年1月～12月までの1年間の集計であるが、年齢別人口動態については平成25年10月～26年9月までの1年間の集計である。

(5) 自然動態

出生、死亡を要因とする。なお、この調査による出生数及び死亡数は、出生届又は死亡届により住民票に記載又は消除された数であり、各保健所を経由して報告される厚生労働省所管の人口動態調査における出生数及び死亡数とは定義の相違から若干の差があるので、利用にあたっては留意されたい。

(6) 出生者

この調査では次の者をいう。

- ① 日本人の出生者……戸籍法第49条の規定に基づく出生届又は戸籍法施行規則第26条の規定に基づき、他の市町村の長から送付された出生届により住民票に記載された者
- ② 外国人の出生者……外国人登録法第3条第1項の規定に基づく出生による登録の申請により、外国人登録原票に登録された者（改正前）
……外国人の出生者で住民票に記載された者（改正後）

(7) 死亡者

この調査では次の者をいう。

- ③ 日本人の死亡者……戸籍法第86条の規定に基づく死亡届又は戸籍法施行規則第26条の規定に基づき、他の市町村の長から送付された死亡届により、住民票から消除された者
- ① 外国人の死亡者……外国人登録法第12条第3項の規定により外国人登録証明書を返納し、外国人登録法施行令第6条第1号に基づき外国人登録原票を閉鎖された者（改正前）
……外国人の死亡者で住民票から消除された者（改正後）

(8) 社会動態

転入、転出を要因とする。なお、県計の転入数及び転出数とは県内市町からの報告数の累計であり、本県と他の都道府県との移動（県外移動）に市町間の移動（県内移動）及び住所地不明を含む総数である。

このため、県計の社会増減数は、県外移動者のみの社会増減数とは一致しない。また、県内市町間の転入数及び転出数の累計は、理論的には同数であるが、各市町での転入届と転出届の受理日にずれがあるため一致していない。

(9) 転入者

転入とは、他の市町村から当該市町村の区域内に新たに住所を定めることをいい、同一市町村間の住所変更である「転居」及び住所地移動を伴わない「帰化」は含めない。

この調査では次の者をいう。

- ① 日本人の転入者……住民基本台帳法第22条の規定に基づく転入届により、住民票に記載された者
- ② 職権記載者……住民基本台帳法第22条の規定に基づく転入届をしなため、職権により住民票に記載された者
- ③ 外国人の入国者……外国人登録法第3条第1項の規定に基づく入国による登録の申請により、外国人登録原票に登録された者（改正前）
……外国人の入国者で住民票に記載された者（改正後）
- ④ 外国人の転入者……外国人登録法第8条第1項の規定に基づく居住地変更登録の申請により、外国人登録証明書の居住地の記載を書き換えられた者（改正前）
……外国人の転入者で住民票に記載された者（改正後）

(10) 転出者

転出とは、当該市町村の区域外へ住所を移すことをいい、転入の場合と同様「転居」及び「国籍離脱」は含めない。

この調査では次の者をいう。

- ① 日本人の転出者……住民基本台帳法第24条の規定に基づく転出届により、住民票から削除された者
- ② 職権消除者……住民基本台帳法第24条の規定に基づく転出届をしなため、職権により住民票から削除された者
- ③ 外国人の転出者……外国人登録法第8条第1項の規定に基づく居住地変更登録の申請により、新住所地の市町村の長から外国人登録原票の送付請求があり、新住所地の市町村の長へ外国人登録原票を送付された者（改正前）
……外国人の転出者で住民票から削除された者（改正後）
- ④ 外国人の出国者……外国人登録法施行令第6条第2号の規定に基づき、再入国許可又は難民旅行証明書の交付を受けることなく出国し、入国審査官から出国した旨を通知された者（改正前）
……外国人の出国者で住民票から削除された者（改正後）

⑤ 再入国許可等の有効期間内に入国しなかった出国者（改正前）

…… 外国人登録法施行令第6条第3号の規定に基づき、法務大臣から出入国許可又は難民旅行証明書の交付を受けて出国した外国人のうち、再入国の許可又は難民旅行証明書の有効期間内に出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第26条第1項に定める再入国をせず、又は、入管法第61条の2の6第3項に定める入国をしなかった旨の通知をされた者

(11) その他の用語、比率等

性比＝女性を100とした場合の男性の数

人口増減数＝自然増減数＋社会増減数

自然増減数＝出生数－死亡数

社会増減数＝転入数－転出数

人口増減率(‰)＝1年間の人口増減数／平成26年10月1日現在人口×1000

自然増減率(‰)＝1年間の自然増減数／平成26年10月1日現在人口×1000

出生率(‰)＝1年間の出生数／平成26年10月1日現在人口×1000

死亡率(‰)＝1年間の死亡数／平成26年10月1日現在人口×1000

社会増減率(‰)＝1年間の社会増減数／平成26年10月1日現在人口×1000

転入率(‰)＝1年間の転入数／平成26年10月1日現在人口×1000

転出率(‰)＝1年間の転出数／平成26年10月1日現在人口×1000

世帯増減率(‰)＝1年間の世帯増減数／平成26年10月1日現在世帯数×1000

- (注) 1 人口増減率、自然増減率、社会増減率等は年間人口動態を基に算出しており、率は全て千分率(‰、パーミル)で表記している。
- 2 構成比については四捨五入の関係上、全体とその内訳の合計が一致しない場合がある。
- 3 全国の数値については、総務省統計局推計人口を用いている。

(12) 統計表中の符号

「△」、「－」…………… マイナス

「0.0」、「0.00」…………… 該当数字が掲載単位未満

「 」(空欄)…………… 皆無又は該当数字なし

